



各位

2009年9月17日

件名：日ベトナム経済連携協定（二国間EPA）が10/1発効します

2007年1月より交渉が開始され、2008年9月に大筋合意、同年12月に署名された日ベトナム経済連携協定が本年10/1から発効することとなりました。

現在日本とベトナムの間では、本ニュース2008/12/16号でもお伝えした通り、日・ASEAN包括的経済連携協定(AJCEP)が発効しています。9月現在AJCEPは、昨年お伝えした時点でのシンガポール、ラオス、ベトナム、ミャンマーに加え、ブルネイ、マレーシア及びタイとの間でも発効し、日本を含めた8カ国間での協定として発効・運用中です。

それではこのAJCEPと、今回新たに発効する日ベトナム二国間EPAの関係はどうなるのかですが、「AJCEPとは法的優先関係の存在しない全く別個の協定」とされ、二つのEPAがどちらを優先するということなく並存することとなります。これは既に二国間EPAが発行済みのAJCEP参加国、シンガポール、ブルネイ、マレーシア、タイとの間でも同様です。

実際にどちらの協定を利用するかですが「原則、輸入者がどちらの・・・原産地証明書を添付して輸入国税関に輸入申告するかによる」とされ、輸入者に任されています。また、両方の協定で対象にならない品目については引き続き一般特恵が適用となります。（但し特別特恵受益国であるラオスについてはAJCEP対象品目でも特別特恵税率が適用可能）

それぞれ原産地証明書の様式が違い、しかも国や品目によっては協定ごとに原産国と認める条件が微妙に違ったり、適用税率が違ったり、従来的一般特恵税率の方が安い「逆転現象」があったりしますので、輸出入の際に、その品目はどの協定・制度を利用できるのか、利用すれば有利なのかを考えて原産地証明書を取得する必要があります。荷主様にとっても、我々通関業者にとっても、大変悩ましい状況ではありますが、EPAにより関税率は年々下がりますので、いかにうまく利用するかが問題です。

また、AJCEP及び10/1より発効する日ベトナム二国間EPAでは付属書又は協定書本体において一般特恵との逆転現象が生じない旨を規定しています。従って、ベトナムについてはこの二国間協定の発効によってかえって税率が上がってしまう事態は生じません。現在AJCEPの原産地証明書で無税の適用を受けているのであれば、そのままの対応で問題ございません。

大変分かりにくいご説明となってしまいましたが、各荷主様におかれましては、包括的EPAや二国間EPAが数多く結ばれたことにより関税率が複雑化したことを心にお留めいただき、取得する原産地証明書について事前に十分ご検討を頂きますようお願い申し上げます。

また、具体的な案件につきましての質問等ございましたら、弊社までご遠慮なくお問い合わせ下さい。

株式会社 共同フレイターズ(通関業、国際複合輸送業)

営業部 : TEL : 03-5418-6371 / FAX : 03-5418-6377

カスタマーサービス部 : TEL : 03-5418-6372~3 / FAX : 03-5418-6380

横浜支店 : TEL : 045-211-2001 / FAX : 045-211-2000

URL : <http://www.kau.co.jp>